

四半期開示に関するアンケート調査結果

平成16年11月11日
株式会社東京証券取引所

| | |
|----------------------|------|
| アンケート実施要領 | P 2 |
| 1. 四半期財務・業績の概況の開示の実施 | P 3 |
| 2. 開示時期 | P 4 |
| 3. 連結情報・個別情報の開示 | P 5 |
| 4. 財務諸表等の開示 | P 6 |
| 5. 四半期財務諸表の作成基準 | P 8 |
| 6. 監査法人等の関与 | P 10 |
| 7. 季節要因による影響への対応 | P 11 |
| 8. 四半期開示の法定開示化 | P 12 |

(1) 調査対象

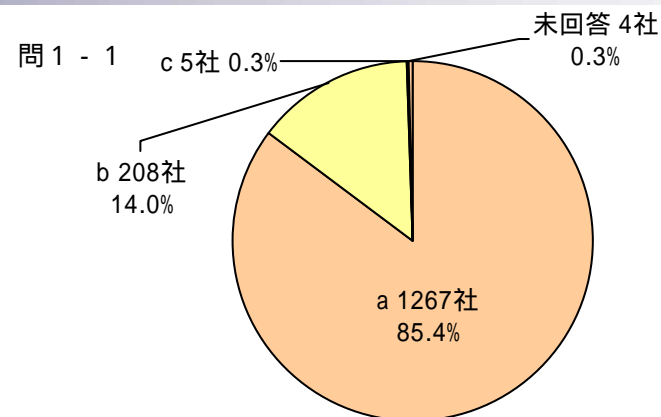
平成16年10月1日時点で東京証券取引所に上場する内国会社（マザーズを除く。）2,134社に対して、四半期に関するアンケートを送付し、E-mail等により回答を回収した。

(2) 回答状況

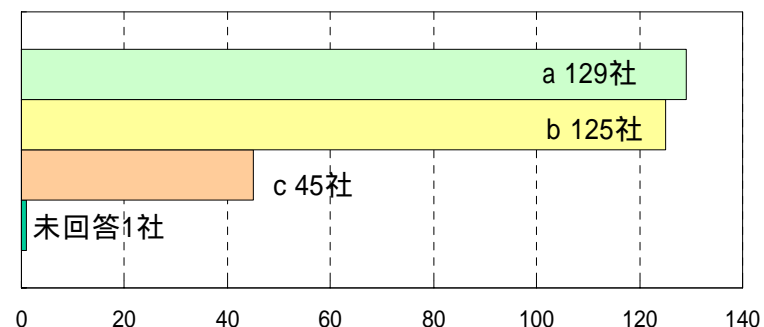
1,484社から回答を回収（回答回収率：69.5%）

1. 四半期財務・業績の概況の開示の実施

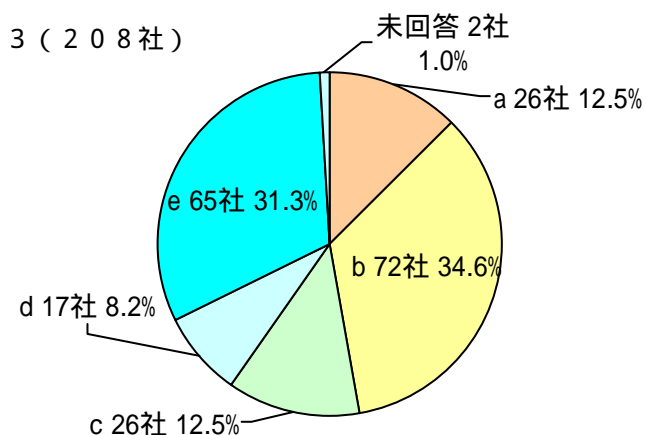
| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>問1 - 1 <全社共通></p> | <p>平成16年度第1四半期(ただし、決算期日が12月31日から3月30日である会社は、平成17年度第1四半期とお読み替えてください。以下、「年度」の見方について同じとします。)において、「四半期財務・業績の概況」の開示を行いましたか(行う予定ですか)。</p> <p>a. 「四半期財務・業績の概況」(財政状態・経営成績を示す各指標)の開示を行った(行う予定) b. 経過措置の適用を受けて、「四半期業績の概況」(売上高相当の指標)の開示を行った(行う予定) c. 未定</p> |
| <p>問1 - 2 問1 - 1でbとお答えの場合のみ</p> | <p>問1 - 1において「b. 経過措置の適用を受けて、『四半期業績の概況』(売上高相当の指標)の開示を行った(行う予定)」と回答された会社にお聞きします。 平成16年度第1四半期において財務・業績の概況を開示できなかった(できない)理由は何ですか。(複数回答可)</p> <p>a. システム対応に時間を要するため b. 子会社の体制整備など子会社における対応に時間を要するため c. その他</p> |
| <p>問1 - 3 問1 - 1でbとお答えの場合のみ</p> | <p>問1 - 1において「b. 経過措置の適用を受けて、『四半期業績の概況』(売上高相当の指標)の開示を行った(行う予定)」と回答された会社にお聞きします。 いつから「四半期財務・業績の概況」の開示を行う見込みですか。</p> <p>a. 平成16年度第3四半期から b. 平成17年度第1四半期又は第3四半期から c. 平成18年度(経過期間最終年度)第1四半期又は第3四半期から d. 平成19年度(経過期間終了後初年度)第1四半期から e. 未定</p> |



問1 - 2 (208社)

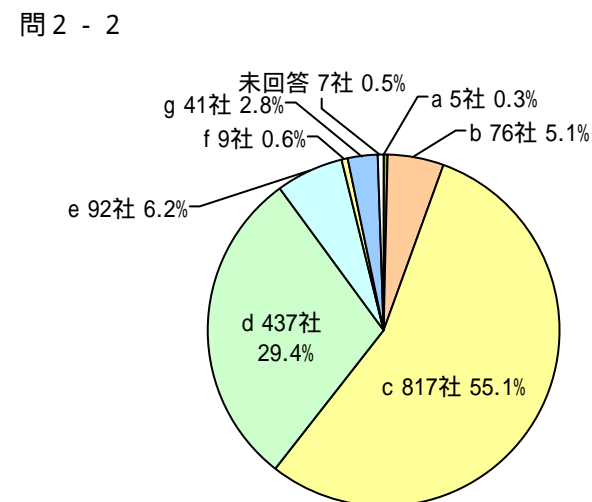
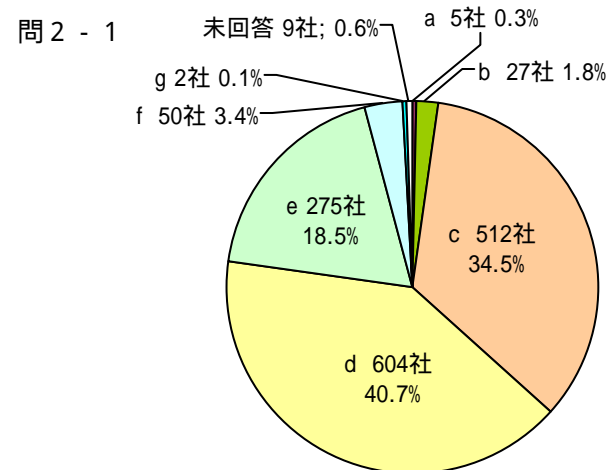


問1 - 3 (208社)



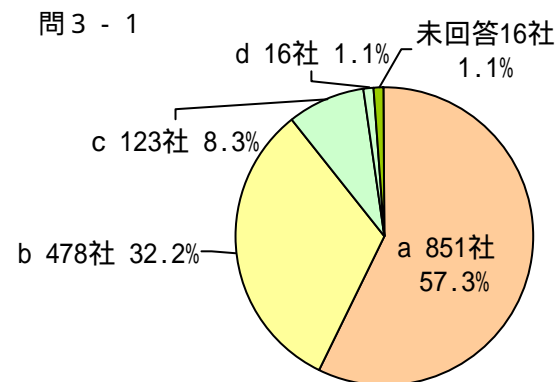
2 . 開示時期

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>問2 - 1 <全社共通></p> | <p>平成16年度第1四半期において、第1四半期終了後どのくらいの期間で開示しましたか(開示する予定ですか)。</p> <p>a. 10日以内 b. 11日～20日以内 c. 21日～1か月以内 d. 1か月超～1か月+10日以内 e. 1か月+11日～1か月+20日以内 f. 1か月+21日以上 g. 未定</p> |
| <p>問2 - 2 <全社共通></p> | <p>今後、開示の一層の迅速化が望ましいと考えられますが、その場合、最短で四半期終了後どのくらいの期間で四半期開示を行うことが可能とお考えですか。</p> <p>a. 10日以内 b. 11日～20日以内 c. 21日～1か月以内 d. 1か月超～1か月+10日以内 e. 1か月+11日～1か月+20日以内 f. 1か月+21日以上 g. 未定</p> |

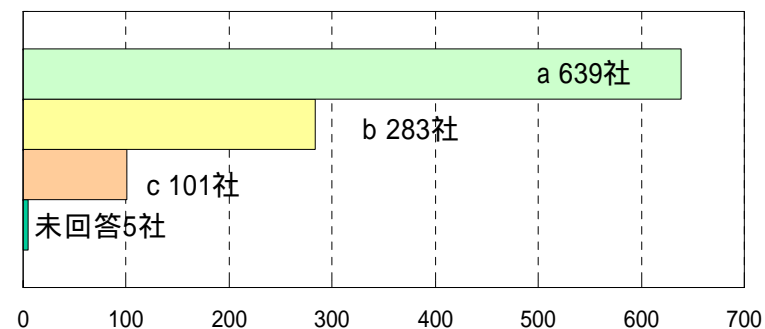


3 . 連結情報・個別情報の開示

| | |
|---|---|
| <p>問3 - 1</p> <p><全社共通></p> | <p>平成16年度第1四半期における開示対象は、次のどれに該当しますか。</p> <p>a. 連結ベースのみ開示 b. 連結ベースと個別ベースの双方を開示 c. 連結財務諸表非作成会社であるため、個別ベースのみ開示 d. 未定</p> |
| <p>問3 - 2</p> <p>問3 - 1で aとお答え の場合の み</p> | <p>問3 - 1において「a. 連結ベースのみ開示」と回答された会社にお聞きします。 個別ベースの開示を行わない理由は何ですか。(複数回答可)</p> <p>a. 投資情報としての有用性が乏しいと考えられるため b. 実務上の負担が大きいため c. その他</p> |



問3 - 2 (8 5 1 社)

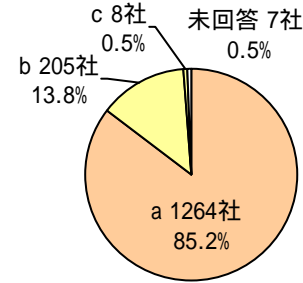


4 . 財務諸表等の開示 1

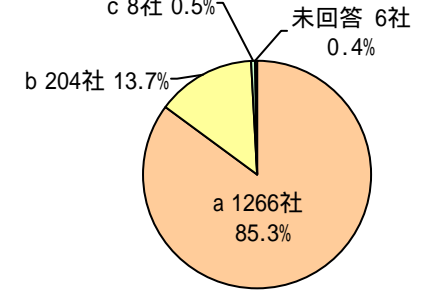
| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>問4 - 1</p> <p><全社共通></p> | <p>平成16年度第1四半期の開示において、次の財務諸表等を開示しましたか(開示する予定ですか)。</p> <p>1.(連結)貸借対照表 2.(連結)損益計算書 3.(連結)キャッシュ・フロー計算書 4.セグメント情報</p> <p>a.開示した(する) b.開示しなかった(しない) c.未定</p> |
|-----------------------------------|---|

問4 - 1

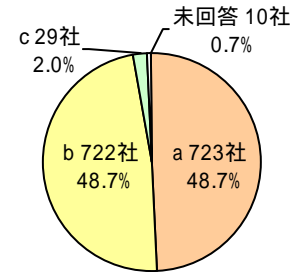
1.(連結)貸借対照表



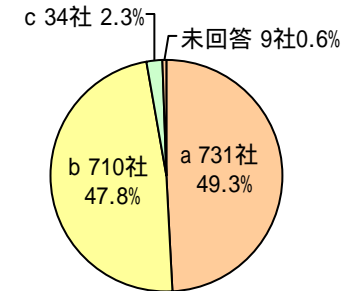
2.(連結)損益計算書



3.(連結)キャッシュ・フロー計算書



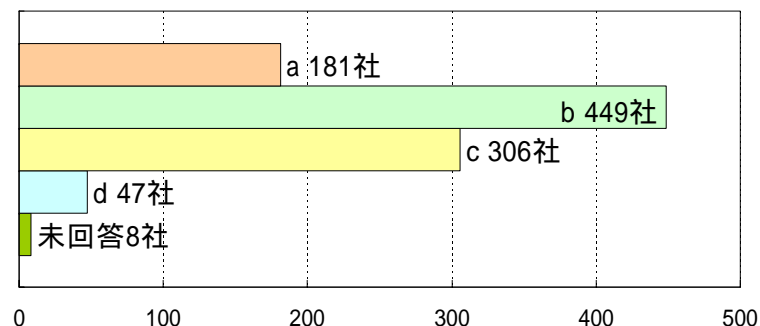
4.セグメント情報



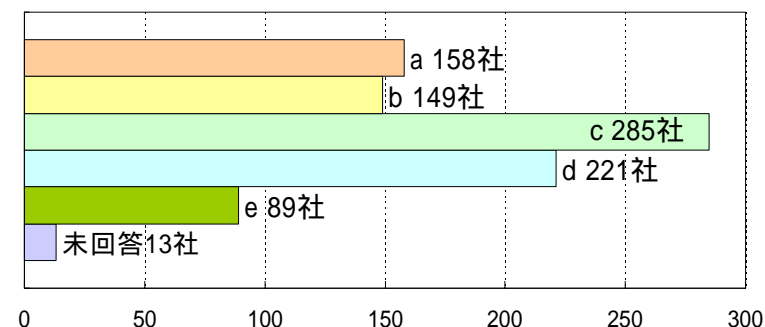
4 . 財務諸表等の開示 2

| | |
|---|---|
| <p>問4 - 2</p> <p>問4 - 1の3.でbとお答えの場合のみ</p> | <p>問4 - 1において「3. (連結)キャッシュ・フロー計算書」を「b. 開示しなかった(しない)」と回答された会社にお聞きます。(連結)キャッシュ・フロー計算書の開示を行わない理由は何ですか。(複数回答可)</p> <p>a. 投資情報としての有用性が乏しいと考えられるため b. 実務上の負担が大きい c. 開示を行うための準備を行っている段階であるため d. その他</p> |
| <p>問4 - 3</p> <p>問4 - 1の4.でbとお答えの場合のみ</p> | <p>問4 - 1において「4. セグメント情報」を「b. 開示しなかった(しない)」と回答された会社にお聞きます。セグメント情報の開示を行わない理由は何ですか。(複数回答可)</p> <p>a. 本決算・中間決算でもセグメント情報を開示していないため b. 投資情報としての有用性が乏しいと考えられるため c. 実務上の負担が大きい d. 開示を行うための準備を行っている段階であるため e. その他</p> |

問4 - 2 (7 2 2 社)



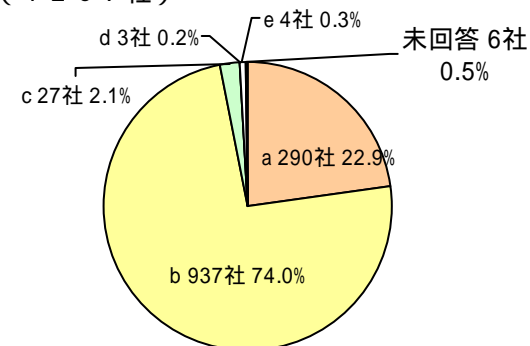
問4 - 3 (7 1 0 社)



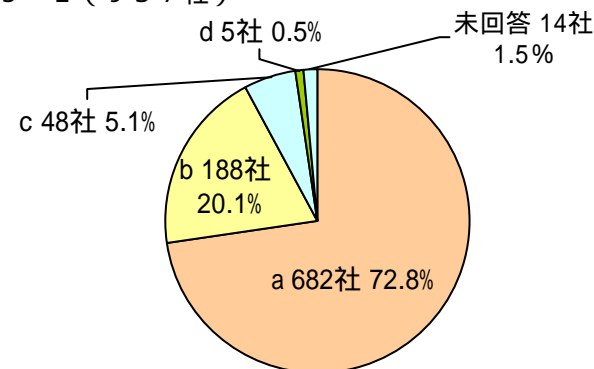
5 . 四半期財務諸表の作成基準 1

| | |
|--|--|
| <p>問5 - 1 問1 - 1 でaとお 答えの場 合のみ</p> | <p>問1 - 1において、「a.『四半期財務・業績の概況』（財政状態・経営成績を示す各指標）の開示を行った（行う予定）」と回答された会社にお聞きます。平成16年度第1四半期における四半期財務諸表の作成に際して準拠した会計基準は何ですか（何の予定ですか）。</p> <p>a. 中間財務諸表作成基準（完全に準拠） b. 中間財務諸表作成基準（一部簡便な方法を採用） c. 米国会計基準 d. その他 e. 未定</p> |
| <p>問5 - 2 問5 - 1 でbとお 答えの場 合のみ</p> | <p>問5 - 1において「b. 中間財務諸表作成基準（一部簡便な方法を採用）」と回答された会社にお聞きます。 四半期財務諸表の作成に当たり、「四半期財務情報の作成・開示に関する手引き」（平成15年8月「四半期財務情報の作成及び開示に関する検討委員会」公表）をどのように利用されましたか（利用される予定ですか）。</p> <p>a. 四半期財務諸表の作成に際して参考にし、「手引き」に従って簡便な方法を採用した（する） b. 四半期財務諸表の作成に際して参考にしたが、「手引き」とは異なった方法による簡便な方法も採用した（する） c. 利用しなかった（しない） d. 未定</p> |
| <p>問5 - 3 問1 - 1 でaとお 答えの場 合のみ</p> | <p>問1 - 1において、「a.『四半期財務・業績の概況』（財政状態・経営成績を示す各指標）の開示を行った（行う予定）」と回答された会社にお聞きます。 平成16年度第1四半期において開示した四半期財務諸表は、一部科目表示を省略した「要約」のものでしたか（「要約」のものとする予定ですか）。</p> <p>a. 四半期財務諸表の全部又は一部について「要約」の四半期財務諸表を開示した（する） b. 中間財務諸表と同じ科目表示とした（する） c. 未定</p> |

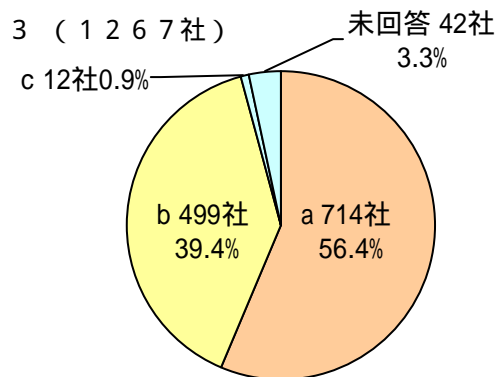
問5 - 1（1267社）



問5 - 2（937社）

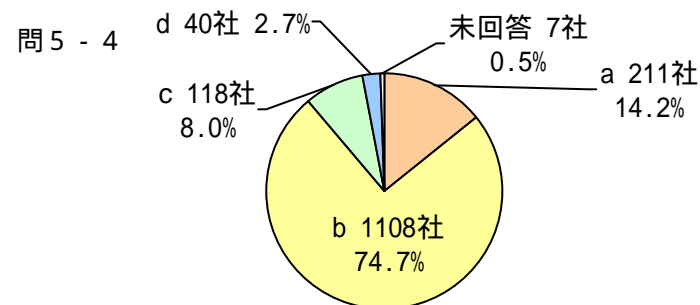


問5 - 3（1267社）

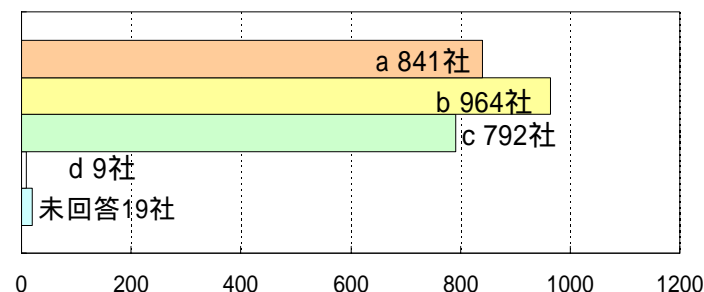


5 . 四半期財務諸表の作成基準 2

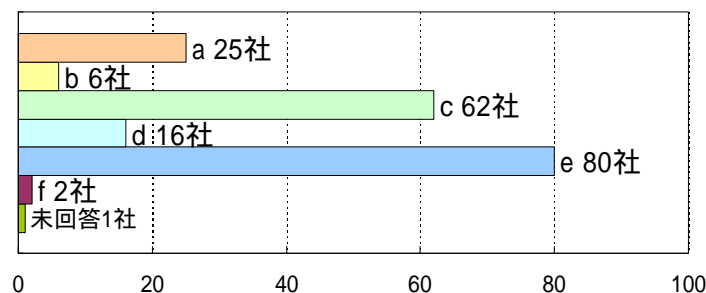
| | |
|---|---|
| <p>問5 - 4 <全社共通></p> | <p>現在、わが国に四半期財務諸表の作成基準はありませんが、四半期財務諸表の作成基準が整備される必要があるとお考えですか。</p> <p>a. 必要である b. 実務負担、開示の迅速性に配慮した内容となるのであれば、必要である c. 必要ない d. どちらでもよい</p> |
| <p>問5 - 5 問5 - 4で a又はbと お答えの 場合のみ</p> | <p>問5 - 4において「a. 必要である」又は「b. 実務負担、開示の迅速性に配慮した内容となるのであれば、必要である」と回答された会社にお聞きします。 四半期財務諸表の作成基準を必要とする理由は何ですか。(複数回答可)</p> <p>a. 作成基準が明確になることで四半期財務諸表の作成が容易になるため b. 準拠すべき基準が明確になることで四半期財務諸表の信頼性が向上するため c. 他社との比較可能性が向上し、四半期財務情報の有用性が高まるため d. その他</p> |
| <p>問5 - 6 問5 - 4で cとお答え の場合のみ</p> | <p>問5 - 4において「c. 必要ない」と回答された会社にお聞きします。 四半期財務諸表の作成基準を必要ないとする理由は何ですか。(複数回答可)</p> <p>a. 中間財務諸表作成基準に完全に準拠して四半期財務諸表を作成するため b. 米国会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成するため c. 一部簡便な方法により四半期財務諸表を作成するが、「四半期財務情報の作成・開示に関する手引き」(平成15年8月「四半期財務情報の作成及び開示に関する検討委員会」公表)で十分対応できるため d. 現在の会計処理方法の変更を強いられるおそれがあるため e. 作成基準が厳格なものとなった場合、実務負担が増大し、開示の迅速性が損なわれるため f. その他</p> |



問5 - 5 (1 3 1 9 社)

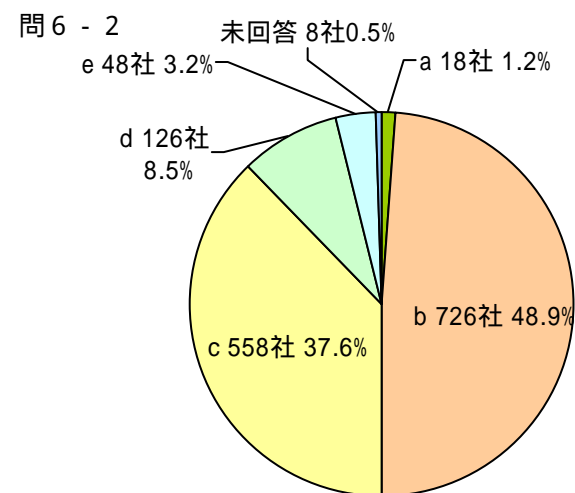
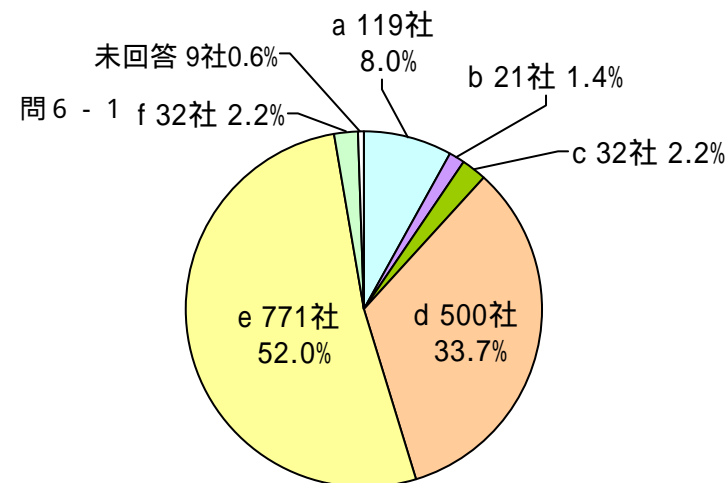


問5 - 6 (1 1 8 社)



6 . 監査法人等の関与

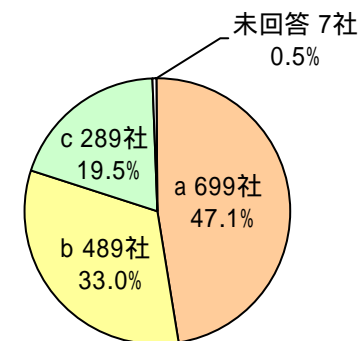
| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>問6 - 1</p> <p><全社共通></p> | <p>平成16年度第1四半期の四半期財務諸表の作成において、監査法人・公認会計士からどのような関与を受けましたか(受ける予定ですか)。</p> <p>a. 中間監査に準じた手続 b. マザーズの意見表明手続に準じた手続 c. 米国におけるレビュー手続 d. 特定の基準に基づかない確認手続 e. 関与を受けなかった f. 未定</p> |
| <p>問6 - 2</p> <p><全社共通></p> | <p>四半期財務諸表に対して監査法人・公認会計士による監査・レビュー等の保証手続が整備される必要があるとお考えですか。</p> <p>a. 中間監査と同等の保証手続が必要である b. 開示の迅速性、会社の実務負担に配慮したレビュー手続であれば導入されることが望ましい c. 導入されない方がよいが、開示の迅速性、会社の実務負担に配慮したレビュー手続であれば導入されても構わない d. 導入すべきでない e. どちらでもよい</p> |



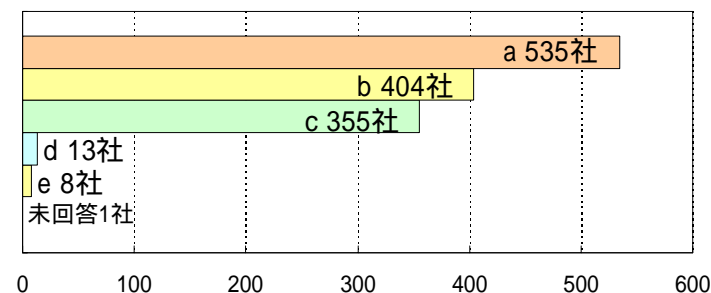
7. 季節要因による影響への対応

| | |
|---|---|
| <p>問7 - 1</p> <p><全社共通></p> | <p>貴社の業績は、季節要因により大きな影響を受けるとお考えですか。</p> <p>a. 受ける b. 受けない c. どちらともいえない</p> |
| <p>問7 - 2</p> <p>問7 - 1で aとお答え の場合の み</p> | <p>問7 - 1において「a. 受ける」と回答された会社にお聞きます。投資者等に季節要因による影響について説明する工夫としてどのような取組みをしていますか。あるいは、今後していく予定ですか。(複数回答可)</p> <p>a. 前年同四半期の数値をあわせて記載する b. 定性的情報において季節要因による影響について説明する c. 業績予想をあわせて開示する d. その他 e. 何もしない</p> |

問7 - 1

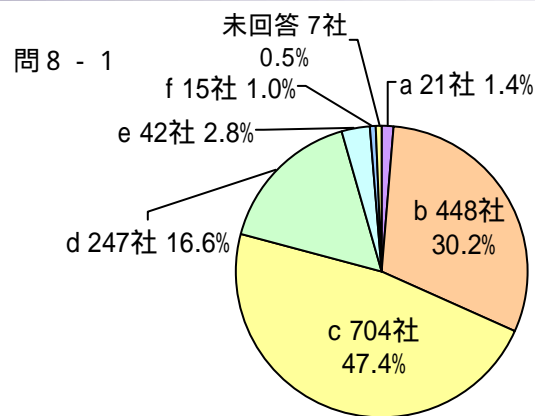


問7 - 2 (699社)

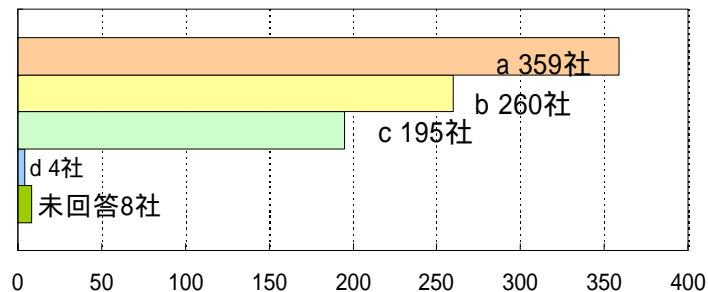


8 . 四半期開示の法定開示化

| | |
|---|--|
| <p>問8 - 1 <全社共通></p> | <p>現在、四半期開示は証券取引所の定める適時開示制度として行われていますが、四半期開示が法定開示化されること(証券取引法により四半期報告書の提出が義務付けられること)についてどのようにお考えですか。</p> <p>a. 法定開示にすべきである b. 法定開示が望ましいが、四半期財務諸表の作成基準、監査法人等によるレビュー等が開示の迅速性、会社の実務負担に配慮したものとなる必要がある c. 証券取引所規則に基づく開示のみのもままでよいが、四半期財務諸表の作成基準が整備される必要がある d. 証券取引所規則に基づく開示のみのもままですべきである e. どちらでもよい f. その他</p> |
| <p>問8 - 2 問8 - 1でa 又はbとお 答えの場 合のみ</p> | <p>問8 - 1において「a. 法定開示にすべきである」又は「b. 法定開示化が望ましいが、四半期財務諸表の作成基準、監査法人等によるレビュー等が開示の迅速性、会社の実務負担に配慮したものとなる必要がある」と回答された会社にお聞きします。 法定開示化に賛成する理由は何ですか。(複数回答可)</p> <p>a. 投資者への開示情報の充実、信頼性の向上が期待できるため b. 四半期財務諸表の作成基準の整備が期待できるため c. 四半期開示制度の検討に当たっては、半期報告書制度の位置づけも含めて整理される必要があるため d. その他</p> |
| <p>問8 - 3 問8 - 1でc 又はdとお 答えの場 合のみ</p> | <p>問8 - 1において「c. 証券取引所規則に基づく開示のみのもままでよいが、四半期財務諸表の作成基準が整備される必要がある」又は「d. 証券取引所規則に基づく開示のみのもままですべきである」と回答された会社にお聞きします。 証券取引所規則に基づく開示のみのもままでよいとする理由は何ですか。(複数回答可)</p> <p>a. 法定開示になると開示の迅速性が損なわれるため b. 法定開示になると各社の自由度が限定されるため c. 法定開示になると実務負担が増大すると考えられるため d. その他</p> |



問8 - 2 (469社)



問8 - 3 (951社)

